

指定管理者候補者選定基本調書

1 施設概要

施設名称	生活介護きじばと
設置目的	障害者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする
所在地	川口市八幡木1丁目19番地の5
構造規模	<p>① 構造 重量鉄骨造2階建て ② 敷地面積 944. 84m² ③ 延床面積 737. 50m² 1階床面積377. 50m²(鳩ヶ谷れんげそう) 2階床面積360. 00m²(生活介護きじばと)</p> <p>④ 施設内容 事務室、訓練・作業室、多目的室、医務室兼静養室、相談室、トイレ、更衣室、洗面所、シャワー室、洗濯場・汚物処理室、倉庫、エレベーター 【定員30名】</p>
所管課	福祉部 障害福祉課

2 募集概要

募集要旨 〔導入目的〕	多様化する市民ニーズへの柔軟な対応、管理経費の削減、管理運営の効率化等を実現することで、より高品質で市民満足度の高いサービスを提供することを目的とするもの	
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)	3期目
選定種別	非公募	
※非公募の場合は、下欄に理由を記述すること		
<p>当該施設は、対象者が身体・知的・精神障害者等であることから、専門的知識をもつた職員の対応が不可欠である。</p> <p>また、生活介護施設という性質上、1年を通して、同一利用者が土日を除いて毎日通所する施設であるため、「継続して利用する利用者やその家族、各関係機関との信頼関係の構築」及び「利用者の精神的な安定を図るために同一職員による継続的な支援」についての必要性は高いものである。</p> <p>このことから、運営主体を数年ごとに変更してしまうことは、利用者の精神的な安定を損なう等、サービスの低下に繋がるものである。</p> <p>以上の理由により、川口市指定管理者制度運用指針に定められている公募の例外規定イ「専門的かつ高度な技術、ノウハウ等を有する特定の民間事業者等を指定することが適切な施設であると認められる場合」に該当するので、前回の選定と同様、非公募として随意指定とするもの。</p>		
指定管理料	【5年総額】	11, 362, 000円
利用料金	無し	

指定管理者候補者選定基本調書

3 福祉部専門委員会における選定結果

第一位指定管理者候補者	
名 称	社会福祉法人 川口市社会福祉事業団
代表団体	
所 在 地	川口市赤井1055番地
代 表 者	理事長 澤川 聰史
主な業種	福祉施設の受託管理業務及び自主経営業務
法人の目的	川口市が設置した福祉施設の受託管理業務を行うとともに、自ら市民の福祉ニーズに応えるため、福祉施設を設置運営することを目的とする。
法人の事業	受託経営施設として、11種類25施設（内、9種類18施設を指定管理者として運営）、自主運営施設として、6種類13施設を運営。
役員の状況	理事長1名、常務理事1名、理事8名、評議員11名、監事2名
指定管理料	11,362,000円
専門委員会における審査点数	第一次審査 135 第二次審査

選 定 理 由

福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会において、川口市生活介護きじばとの目的・役割等を十分に理解し、障害者が自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う場としての施設運営が適切に行われ、かつ、施設の運営方針、利用の確保、施設の効果、事業計画に沿った管理能力、管理経費の縮減、法人の現状が適正であるかについて、「社会福祉法人川口市社会福祉事業団」から提出された資料の審査を行い、総合的に評価して選考を行った。

選考評価表に従って、4名の選考委員が6分野、10項目について採点した合計点数は、200点満点中135点となった。

「社会福祉法人川口市社会福祉事業団」は、6分野、10項目のうち、「川口市生活介護きじばとの運営の理念と希望する理由」について、高い評価を受け、その他についても適正の評価を受けた。

福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会では、選定経過等を踏まえ、選考評価表の採点結果から、「社会福祉法人川口市社会福祉事業団」を当該施設の指定管理者候補者とするもの。

川口市指定管理者候補者選定及び評価会議における意見等

川口市生活介護きじばとの指定管理者候補者の選定については、所管部局の専門委員会で適正な選定手続きがなされ、候補者として選定基準等に合致しているものとの判断を行った。

審査基準について

1 川口市生活介護きじばとの運営方針について

① 川口市生活介護きじばとの運営の理念と希望する理由

- ・ 川口市生活介護きじばとの設置目的を理解し、障害者等の心身の健康保持並びに障害者及びその家族の生活の安定に資する適切な理念、方針や考え方方が述べられているか。

2 川口市生活介護きじばとを利用するかたの平等な利用の確保について

① 利用者の対応について

- ・ 受付の方法など、平等公平に施設利用運営が行われるような提案か。
- ・ 利用者を尊重する姿勢がみられるものとなっているか。
- ・ 年齢や要支援・要介護状態にとらわれず、障害者等の利用を幅広く受け入れることができるか。

② 職員の配置について

- ・ 業務を効果的かつ効率的に行うために必要な職員配置がなされているか。
- ・ 利用者の障害特性や利用人数に応じた柔軟かつ適切な職員配置ができるようになっているか。
- ・ 提案した事業運営を実現するための適切な職員配置がなされているか。

3 施設の効果について

① 川口市生活介護きじばとの目的を達成するための考え方について

- ・ 目的を達成するための考え方を述べられているか。
- ・ 障害者等の心身の健康保持並びに障害者及びその家族の生活の安定の成果が望まれるものとなっているか。

② 市民に対する関連情報の提供方法について

- ・ 必要な社会資源（関連機関・団体、情報）を的確に認識しているか。
- ・ 必要な社会資源（関連機関・団体、情報）の入手法や連携を述べられているか。
- ・ それらをどのように市民へ提供していくのか具体的に述べられているか。

4 事業計画に沿った管理を行う人的及び物的な能力について

① 専門知識や利用者への指導能力の育成について

- ・ 専門知識の習得や利用者への指導能力について、どのような考え方で、向上させていくのか。
- ・ 職員研修などを具体的にどのように実施していくのか。

② 地域の福祉ニーズの把握、苦情等の対応、安全管理、事業運営における改善について

- ・ サービスの向上を目指し、内容の見直しなどが行われる具体的な提案があるか。
- ・ 利用者のニーズをどのように把握していくかが具体的に述べられているか。
- ・ トラブルや苦情への考え方や対応は適切に示されているか。
- ・ 安全・衛生・防災・防犯等の施設管理について、適切な対応を図ることができる体制となっているか。

③ リスク管理について

- 施設運営上のリスク管理についてリスク発現時の対応が適切に示されているか。

5 管理経費の縮減について

① 運営経費の有効かつ効果的な活用方法について

- 経費を有効かつ効果的に配分しているか。
- 修繕費を含め、必要な経費を見積もっているか。
- 稼働率に見合った収入を計上し、金額に反映しているか。

6 応募法人の現状等について

① 法人の運営事業や福祉施設運営の実績及び財務状況等について

- 類似施設の運営実績はどうか。
- 外部監査を実施しているか。
- 法人等の運営が健全に行われているか（決算報告、財産目録、財務分析表等を参照）。

【5段階の評定基準】

非常に優れている（期待以上の効果）	5 (10点)
優れている（期待以上の活動）	4 (8点)
適当	3 (6点)
やや劣っている（効果が薄い）	2 (4点)
劣っている（具体性が無い）	1 (2点)

上記の5段階でご評価をお願いいたします。

川口市生活介護きじばと 選考評価表（審査結果）

法人名 (福) 川口市社会福祉事業団

	A	B	C	D	合計
1-① 生活介護きじばとの運営の理念と希望する理由	4	4	3	4	15
2-① 利用者への対応について	3	3	3	3	12
2-② 職員の配置について	4	3	3	4	14
3-① 生活介護きじばとの目的を達成するための考え方について	3	4	3	3	13
3-② 市民に対する関連情報の提供方法について	4	3	3	3	13
4-① 専門知識や利用者への指導能力の育成について	3	4	3	3	13
4-② 地域の福祉ニーズの把握、苦情等の対応等、安全管理、事業運営における改善について	4	4	3	3	14
4-③ リスク管理について	4	3	4	3	14
5-① 運営経費の有効かつ効果的な活用方法について	4	3	3	3	13
6-① 法人の運営事業や福祉施設運営の実績及び財務状況等について	4	4	3	3	14
合計	37	35	31	32	135
5段階平均（小数点第2位四捨五入）	3.7	3.5	3.1	3.2	3.4